

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2021年2月24日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 2/24

● 2月23日夜、イスラエル政府は、25日（木）夜から28日（日）朝までのプリム（ユダヤ教の祭事）に係る追加制限措置の概要を以下のとおり決定しました。

- 1 午後8時30分から翌朝午前5時までの夜間封鎖
- 2 上記期間中の公共交通機関の運行制限
- 3 プリムパレード、集会、ショー等を含め、集会に関する規則（屋内10人、屋外20人）を逸脱するイベントは終日開催できない。
（首相府及び保健省共同発表、ヘブライ語）

<https://www.gov.il/he/departments/news/23022021-02>

なお、2月19日付けの領事メールでお知らせしたとおり、プリムに関する制限措置は以下のとおりですので、御注意ください。

- 1 集会の禁止（屋内10人・屋外20人の制限及び行動制限の第二段目の緩和措置に沿った礼拝所を除く）。
- 2 祭日の食事は核家族でのみ可能とする。
- 3 パーティー、行列・行進、多数の参加者によるイベントの禁止。
- 4 お祭用のトラックの運行は、人の集会がない限り許可される。
- 5 ラシュビ（Rabbi Shimon bar Yochai）の墓の閉鎖（2月18日（木）午前7時から2月21日（日）午前7時まで）。
（首相府及び保健省共同発表、ヘブライ語及び英語）

<https://www.gov.il/he/departments/news/15022021-01>

<https://www.gov.il/en/departments/news/15022021-01>

<https://www.gov.il/en/departments/news/16022021-02>

【参考情報】

イスラエル保健省（英語）

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

National Emergency Portal（英語）

<https://www.oref.org.il/en>

新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html

新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対処方法

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100090369.pdf>

【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP:

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更 (3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更 (3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>